

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日)

目 次

◇ 告 示

字の区域の新設(地方課)

町等の区域の変更(〃)

生活保護法による医療機関の指定(社会課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険医等の登録(〃)

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)

土地改良区の設立の認可(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

県営土地改良事業の工事の完了(〃)

出納長の権限に属する事務の委任(会計課)

◇ 教委告示
教育委員会の招集(総務課)

告 示

鳥取県告示第六百六十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を新たに画する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和六十三年五月一日現在の地番による。)

小鴨字中通

小鴨二〇三、二〇四の二から二〇四の三まで、二〇五の二から二〇五の六まで、二〇六の二から二〇六の九まで、二〇七の二から二〇七の三まで、二〇八の二から二〇八の四まで、二〇九、二一〇の二、二一〇の四、二一一の二から二一一の四まで、二一二、二一三の二から二一三の八まで及びこれらと一体をなす国有地の一部

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称

同上の区域（昭和六十三年五月一日現在の地番による。）

秋喜字東森ノ下

秋喜字東森ノ下のうち一、一の二から一の五まで、二の一から二の三まで、七の三から七の五まで、八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

秋喜字西森ノ下

秋喜字西森ノ下のうち九の三から九の六まで、一三の一、一五の一、一五の三、一五の四以外の区域

西倉吉町字鴨川

秋喜字東森ノ下一、一の二から一の五まで、二の一から二の三まで、七の三から七の五まで、八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部
秋喜字西森ノ下九の三から九の六まで、一三の一、一五の一、一五の三、一五の四
西倉吉町字鴨川の全域

鳥取県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
下北条診療所	東伯郡北条町大字弓原四〇六	昭和六十三年五月二十四日

ナガタ歯科

米子市米原三四七

昭和六十三年五月三十一日

鳥取県告示第六百七十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
耳鼻咽喉科岡田医院	鳥取市今町一丁目五〇二	昭和六十三年六月十二日
中部休日急患診療所	倉吉市旭田町一八	昭和六十三年六月一日
高田内科医院	境港市東雲町七	昭和六十三年六月八日
齊藤小児科医院 内 科 医 院	気高郡気高町勝見六五八一〇	昭和六十三年六月十三日
二部診療所	日野郡溝口町二部一五五四―四	昭和六十三年六月二日
高野歯科医院	米子市東福原字荒神三七三	昭和六十三年六月一日

船木 齒科クリニ ック	米子市西福原一―一二	"
小酒 外科医院	米子市福市一七三〇―一〇	昭和六十三年六月七日
鳥取県口腔総合 保健センター	鳥取市吉方温泉三丁目七五― 一―五	昭和六十三年六月一日
有限会社こやま 薬局	鳥取市湖山町北一丁目四三五	昭和六十三年六月十四日
有限会社河本蘇 生堂薬局	倉吉市東仲町二六一八	昭和六十三年六月二日
遠藤 齒科診療所	日野郡江府町大字江尾二〇五三	昭和六十三年六月一日
池淵 医院	境港市栄町八八	"
吉井 齒科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	"
岡本 医院	鳥取市津ノ井二五八―二	"
武田 医院	日野郡溝口町溝口二六六一―三	昭和六十三年五月十一日
尾崎 内科医院	鳥取市立川町二丁目四〇六	昭和六十三年六月十五日
浜田 産婦人科医 院	米子市西福原三〇	昭和六十三年六月二十五日
尾西 小児科医院	倉吉市上井町二丁目一九七	昭和六十三年六月十五日
鳥取県西部口腔 衛生センター	米子市東福原六三六一―五	"
森齒科医院	鳥取市今町二丁目二五一	昭和六十三年六月十七日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三―一	昭和六十三年六月十五日

前川 齒科医院	鳥取市湖山町北一丁目五〇八	"
中部 薬局	倉吉市宮川町一七四―一五	"
森 内科医院	米子市石井六九九―一	昭和六十三年六月二十七日
医療法人社団松 本齒科診療所	鳥取市上魚町四九	昭和六十三年六月一日

鳥取県告示第六百七十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及
び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条
の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
家 原 猛	鳥齒第五三三三号	昭和六十三年五月十二日
森 本 英 嗣	鳥齒第五三四号	昭和六十三年六月七日
松 浦 世 津 子	鳥齒第六六二号	昭和六十三年五月十六日

林原 敦子	鳥葉第六六三号	昭和六十三年五月三十日
最上 雅子	鳥葉第六六四号	昭和六十三年六月三日

鳥取県告示第六百七十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
池淵医院	境港市栄町八八	昭和六十三年六月一日
吉井歯科医院	東伯郡東郷町大字旭三〇	〃
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	〃
武田医院	日野郡溝口町溝口二六六一三	昭和六十三年五月十一日

鳥取県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、西郷中央土地改良区については、昭和六十三年七月十二日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十六号

三朝町が行う土地改良事業に係る上西谷地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年七月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百七十七号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業豊房地区ほ場整備 " 淀江宇田川地区 "	昭和六十三年三月三十一日 "

鳥取県告示第六百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第百七十条第四項後段の規定

により告示する。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

1 次の公演に係る入場料の収納事務

公演の種類等	期 日	会 場
原信夫とシャープス &フラッツ公演	昭和六十三年九月十八日 昭和六十三年九月十九日	鳥取市民会館 米子市公会堂
東京交響楽団演奏会	昭和六十三年十月五日	鳥取市民会館

2 次の展覧会に係る出品料の収納事務

展覧会の種類等	期 日	会 場
鳥取県美術展覧会	昭和六十三年九月四日から同月十三日まで 昭和六十三年九月二十日から同月二十四日まで 昭和六十三年九月二十九日から同年十月三日まで 昭和六十三年十月八日から同月十七日まで	鳥取県立博物館 倉吉歴史民俗資料館 米子市美術館

二 委任を受けた出納員

一の1の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 川 上 敬 賀

一の2の事務

鳥取県教育委員会事務局文化課

文化係長 川 上 敬 賀

主 任 橋 本 節 子

主 事 谷 口 卓 也

三 委任期間

一の1の事務

昭和六十三年七月十五日から同年十月十二日まで

一の2の事務

昭和六十三年八月二十八日から同月三十一日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十三年七月十五日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 昭和六十三年七月十九日(火)午前十一時十五分
二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について
2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】